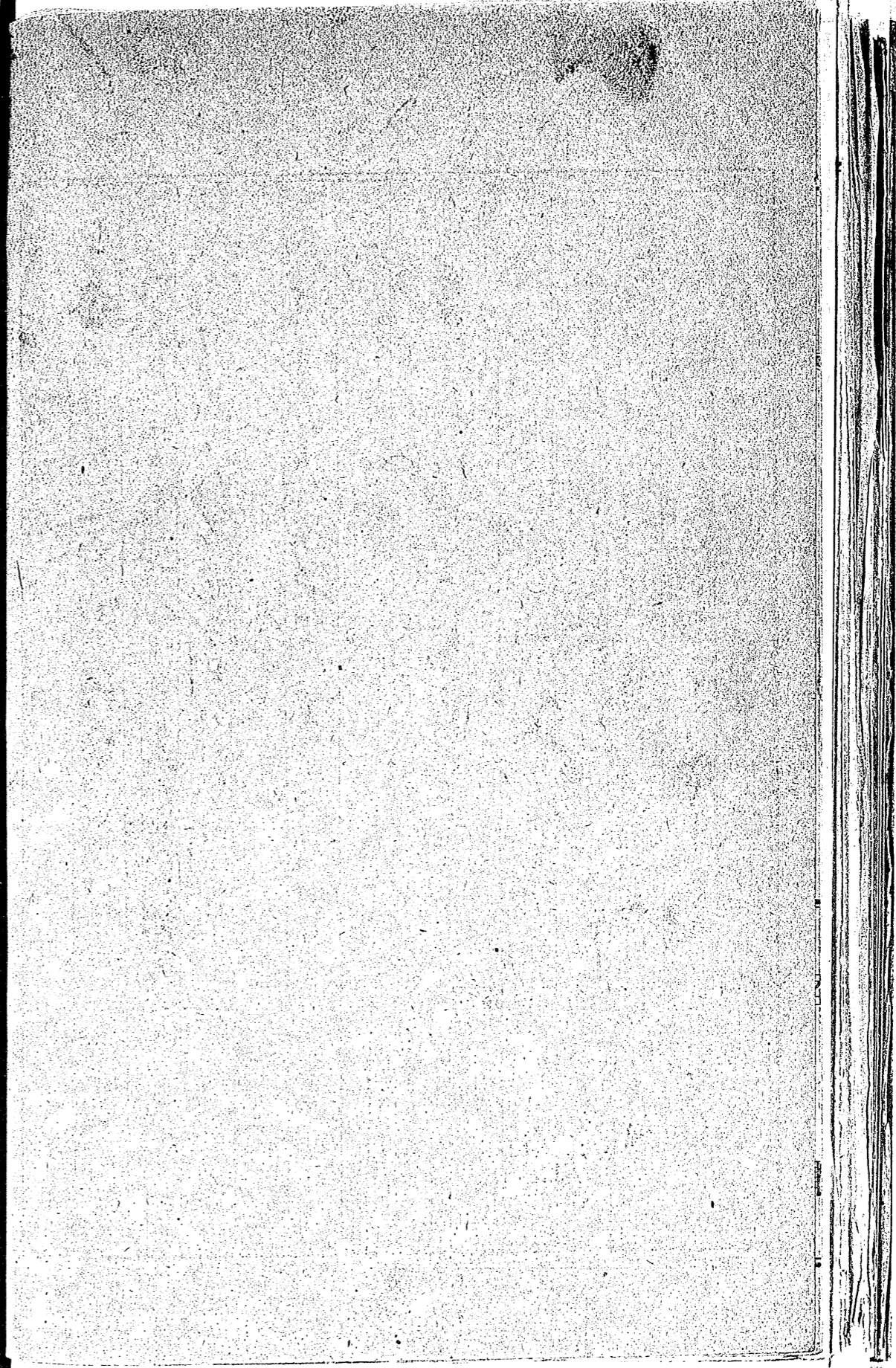




				事實證明書
				病歷書
		四	四	證明書
				死亡證明書
				請給與金證明書
		同	步兵第一大隊	所屬部隊
				關係隊區名
		同	內遷	在別處
		一陸	一陸	官
		堀尾光藏	高山正夫	氏名

步兵第百十九聯隊補充隊御中  
 左記者ニ對スル首題ノ件別紙ニ通送付ス  
 左記

石師副人第百二十六號  
 恩賞關係書類送付ノ件通牒  
 昭和二十年三月三日 第六十二師團司令部





陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省



證明書

獨立混成第四旅團獨立步兵第十大隊第三中隊

陸軍一等兵 高山 正夫

一病名 右肺浸潤

一決定年月日 昭和十七年十月二十五日

一發病原因理由 本病ハ別紙所屬部隊長調製事實證明書勤勞日録發病ニタルモノト認ム

右證明書  
 昭和十七年十月二十五日  
 陽東陸軍病院院長 陸軍軍醫少佐 川崎 徳 壽

陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省
陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省

一、陸軍省  
 二、陸軍省  
 三、陸軍省  
 四、陸軍省  
 五、陸軍省  
 六、陸軍省  
 七、陸軍省  
 八、陸軍省  
 九、陸軍省  
 十、陸軍省

昭和十七年十月二十五日  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省  
 陸軍省

證明書

獨逸浪成軍第四旅團獨立步兵第十大隊第四中隊

陸軍一軍兵 堀尾光藏

一病 急性腎炎  
 一、決定年月日 昭和十七年十月二十五日  
 二、發病原因理由 本病別紙所屬隊長調製事實證明書勤務三因發病ニシテト認ム

右證明ス

昭和十七年十月二十五日  
 陽東陸軍病院長 陸軍軍醫少佐 川崎徳壽



陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

證明書

獨逸兵隊中隊團獨逸兵隊第十大隊第三中隊

陸軍一等兵 富山 正夫

一病 名 右肋骨骨折

一決定年月日 昭和七年十月二十五日

一發病原因理由 本病創傷所屬部隊隊長調製事實證明

書勳務省より發病シタルモノト認ム

右證明人

昭和七年十月二十五日

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 川崎 徳 壽



付	任主	家副	長	謀參	長國師
水村			之		

昭和廿年式月廿七日

石第一八八二部隊  
首題件左記ノ通送付人

石第三五九六部隊  
御中

送付ノ件ノ通謀

左記

現認書 明書	病歴書	病名決定 証明書	死亡 証書	諸 留學 所 在 地	關係 別 官 氏 名
六		六	七	三	
				伊那 久居町	
				大津	
				奥山	
				吉太良	

